

総合職試験・一般職試験(大卒程度試験)・
障害者(係員級)採用試験(大卒程度試験)共通 法学

(1) 憲法

〔設問〕

K 税理士会は総会で年金制度改革反対の決議を行い、さらに、反対運動を促進するため、政治資金規正法上の政治団体である F 税理士政治連盟に、会員から特別会費 1 万円を徴収して 500 万円の寄付を行うことも決議した。X は K 税理士会の会員であるが、上記反対運動に疑問を抱いており、特別会費を納入しなかった。K 税理士会規則によると、会員が会費及び特別会費を年度末までに納入しなかった場合、次年度から 2 年間、K 税理士会の役員選挙権及び被選挙権を認めない旨の規定があった。K 税理士会は、X が特別会費を滞納したことを理由に、2020 年から 2 年間、役員選挙において X を選挙人名簿に登録しないまま選挙を実施した。なお、税理士会は公的な性格を有する団体であり、法に別段の定めがある場合を除くほか、税理士であって、かつ、税理士会に入会している者でなければ税理士業務を行ってはならないとされている（最判平成 8・3・19 民集 50 卷 3 号 615 頁）。

X は、上記決議は税理士会の目的の範囲外の行為であり、本件特別会費の納入義務がないことの確認を求める訴訟を提起した。納入義務がないことについて、X はどのような憲法上の主張をしたらよいかを簡潔に示した上で、あなたの見解を述べなさい。

〈参照条文〉

○日本国憲法

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②～③ (略)

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○税理士法

(登録)

第 18 条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

(税理士名簿)

第 19 条 税理士名簿は、日本税理士会連合会に備える。

2 税理士名簿の登録は、日本税理士会連合会が行う。

3 (略)

(税理士会)

第 49 条 税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一の税理士会を設立しなければならない。

2～5 (略)

6 税理士会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部(…)及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

7 税理士会は、法人とする。

8 (略)

(入会及び退会等)

第 49 条の 6 税理士は、登録を受けた時に、当然、その登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

2～9 (略)

(税理士業務の制限)

第 52 条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

(2) 民法

以下の【事実】を前提として、後記の〔設問1〕〔設問2〕に解答せよ。

【事実】

1. Aは、母親Bと2人暮らしであり、父親CはAが幼い頃に他界している。Aが16歳で高校に進学した2024年4月、Cの父親であり、Aの祖父に当たるDが死亡し、Aが唯一の相続人として、Dの自宅土地建物（以下まとめて「甲」という。）を相続した。
2. 2024年8月、Aは、Bの承諾を得ることなくEに甲を1,000万円で売却する契約を締結し、Eは1,000万円をAに支払って移転登記をした。Aは、受け取った1,000万円のうち、100万円をFに対する借金の返済に充てた。
3. それから1年間に、Aは再びBの承諾を得ることなく、残り900万円のうち、200万円をGからのバイク乙を購入する費用に充て、また300万円を遊興に使ってしまったため、残りは400万円になった。
4. また、2025年9月、Aは、乙の運転中に交通事故を起こして入院し、乙は廃車となった。

〔設問1〕

Bは、GA間の乙の売買契約を取り消して、200万円の返還を求めることができるか。なお、GはAと契約をする際に、Aの年齢を特に確認せず、Aもそのことを話題にしなかったものとする。

〔設問2〕

Bは、AE間の甲の売買契約を取り消して、甲の返還を求めることができるか。取消しが認められるとした場合には、AがEに対してどのような義務を負うか。なお、EはAと契約する際に、Aが未成年者であることを知っていたが、AがBの同意を得てきたという誓約書にサインさせて契約したものとする。

(3) 行政法

次の〔設例〕を読み、〈参照条文〉を参考にしつつ、全ての〔設問〕に答えよ。なお、各〔設問〕は、それぞれ独立した問題である。

〔設例〕

A市建築主事は、Bの申請を受け、本件建築物につき、建築基準法第6条第1項に基づく建築確認（以下「本件建築確認」という。）をした。これに対し近隣住民Cは、本件建築確認が同法所定の要件を欠き、違法であると考えている。

〔設問1〕

本件建築確認に不服のあるCは、A市建築審査会に対して審査請求を行うことや、裁判所に対して取消訴訟を起こすことを検討している。Cは、取消訴訟を起こす前に審査請求を行う必要があるか。取消訴訟と審査請求の関係についての基本的な考え方を説明した上で、この問いについて答えよ。

〔設問2〕

Cが本件建築確認の取消訴訟を提起したところ、この訴訟で争っている間に本件建築物の工事が完了したとする。その場合、裁判所は、Cの取消訴訟について、どのような判断をするか。判例を踏まえつつ、理由も含めて述べよ。

〔設問3〕

本件建築確認の取消訴訟を提起したCは、この訴訟で争っている間に本件建築物の工事が完了しないようにしたい、と考えた。Cは、行政事件訴訟法上、どのような対応をすることが考えられるか。その対応がどういった場合に認められるかを含めて説明せよ。

〈参照条文〉

○建築基準法

（目的）

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合…においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（…）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。…

2～9 (略)

(建築物に関する完了検査)

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査(…)を申請しなければならない。

2～3 (略)

4 建築主事等が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員(以下この章において「検査実施者」という。)は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(違反建築物に対する措置)

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2～15 (略)

(不服申立て)

第94条 建築基準法令の規定による…建築主事等…の処分…についての審査請求は…当該市町村…の建築審査会に…対してするものとする。…

2～4 (略)

(4) 国際法

X国の大統領がY国の領域の一部を獲得すると発言したことを受けて、2025年2月14日にY国の群衆がY国に所在するX国の大使館に侵入し、占拠するという事件が発生した。X国は即座にY国政府に対して大使館の明渡しのための措置をとるよう求めたが、Y国政府は1か月間何らの措置も講じず、2025年3月14日にはY国の群衆の行動を支持する旨の声明を発出した。2025年4月14日にX国は、2025年2月14日以来のY国政府の作為・不作為はウィーン外交関係条約第22条違反に当たるとして、Y国に違法行為の停止と損害賠償を命じる判決を求めて国際司法裁判所に提訴した。また、あわせてX国は、Y国に大使館の明渡しを指示する仮保全措置命令を国際司法裁判所に要請した。

X国とY国はともにウィーン外交関係条約の当事国である。

[設問1]

仮保全措置とは何か、また、国際司法裁判所が仮保全措置を指示するためにはいかなる条件が満たされねばならないか、例を挙げながら説明しなさい。

[設問2]

2025年2月14日以来のY国政府の作為・不作為はウィーン外交関係条約第22条に違反するか、論じなさい。

<参照条文>

○ウィーン外交関係条約

第22条

- 1 使節団の公館は、不可侵とする。接受国の官吏は、使節団の長が同意した場合を除くほか、公館に立ち入ることができない。
- 2 接受国は、侵入又は損壊に対し使節団の公館を保護するため及び公館の安寧の妨害又は公館の威厳の侵害を防止するため適当なすべての措置を執る特別の責務を有する。
- 3 使節団の公館、公館内にある用具類その他の財産及び使節団の輸送手段は、搜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。